

# まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第40号 平成25年11月20日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理事業課・管理課

## 土地区画整理審議会委員の選挙を行います！

第2期の羽村駅西口地区土地区画整理審議会委員の任期が、平成26年3月7日付で満了となります。このことから平成26年2月23日（日）に第3期土地区画整理審議会委員の選挙を実施します。

### 【審議会委員の構成】

土地所有者及び借地権者の中から、それぞれ選挙で選ばれます。権利者別の選挙すべき委員の数については、平成26年1月30日に選挙人名簿の確定とあわせて公告します。

### 【審議会委員の役割】

土地区画整理法に定められた重要な事項について、同意や意見を述べるすることができます。

#### ・同意事項

評価員を選任しようとする場合、保留地を決定する場合など

#### ・意見を述べる事項

換地計画を作成・変更しようとする場合、仮換地を指定しようとする場合

### 第40号の主な内容

- 1 羽村駅西口土地区画整理審議会委員選挙の日程について
- 2 選挙する委員定数について
- 3 権利関係の申告について
- 4 選挙に関する問合せ先

# 1 羽村駅西口土地区画整理審議会委員選挙の日程について

事 項	期日・期間	内 容
選挙期日等の公告	平成 25 年 11 月 20 日(水)	選挙期日(投票期日)の公告・選挙人名簿縦覧の公告
選挙人名簿 作成基準日	平成 25 年 12 月 10 日(火)	12 月 10 日を基準日として、土地所有者及び借地権者が選挙人名簿に登載されます。 この名簿に登載された方が、選挙権と被選挙権を行使できます(共有の場合で代表者選任届が未提出の場合を除く)。
選挙人名簿 縦覧期間	平成 26 年 1 月 8 日(水) ～ 1 月 21 日(火)	【縦覧場所】 羽村駅西口土地区画整理事務所 <u>羽村市羽東1-29-35</u> <u>電話 042-570-7474</u> 【縦覧時間】 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
選挙人名簿について の異議の申出期間	縦覧期間中	選挙人名簿に記載漏れや誤りがある場合は、この縦覧期間中に異議の申し出ができます。 【相続登記未済等の場合の届出】 下記のいずれかに該当する相続人の方は、縦覧期間中に相続を証明する書類を、 <u>羽村駅西口土地区画整理事務所</u> に提出してください。 (1)土地所有者(登記名義人)が死亡されている場合 (2)土地登記簿に借地権の登記がされている方、または 施行者へ借地権申告済の方が死亡されている場合
選挙人名簿確定及び 選挙する権利者別 委員の数の公告	平成 26 年 1 月 30 日(木)	この日に選挙人名簿の確定と、土地所有者・借地権者別に選挙する委員の数の公告を行います。
立候補届出期間 (立候補推薦を含む)	平成 26 年 1 月 31 日(金) ～ 2 月 9 日(日)	委員に立候補される方は、この期間に羽村市長あてに立候補の届出をしてください。 また、候補者を推薦する場合は、候補者の承諾書を添付してください。 なお、届出書には押印が必要です(法人の場合は印鑑登録された印鑑を押印し、印鑑証明書と資格証明書を添付してください。) 【届出場所】 <u>羽村駅西口土地区画整理事務所</u> 【受付時間】 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
候補者の氏名・ 住所の公告	平成 26 年 2 月 10 日(月)	候補者の氏名と住所の公告
投票所・投票時間・ 開票日時の公告	平成 26 年 2 月 14 日(金)	投票所・投票時間・開票日時の公告を行い、選挙人の方に選挙執行通知書(投票所入場券)を発送します。
投票日(開票日)	平成 26 年 2 月 23 日(日)	投票所・開票所 羽村東小学校多目的教室 【投票時間】 午前 7 時から午後 8 時まで 【開票時間】 午後 8 時 30 分から

※ 審議会委員の選挙は、不在者投票は行いません。また、法人の場合は代表者本人が投票するか、代表者の委任状を投票の際に持参した方が投票することができます。

## 2 選挙する委員定数について

委員の定数は、「羽村駅西口土地区画整理事業施行規程」で 10 名と決められています。そのうち皆様が選挙する委員数は 8 名で、残る 2 名は市長が選任する学識経験委員となっています。

選挙する委員数は、選挙人名簿の確定により「所有権者選出委員」と「借地権者選出委員」について、それぞれの権利者数に比例して定めます。

## 3 権利関係の申告について

届出が必要な方	必要書類	提出期限
権利者の死亡による相続登記がなされていない方 (借地権者を含む)	①相続届出書 ※実印を押印してください。 (用紙は、西口土地区画整理事務所にあります。)  ②相続を証する書類 ・土地登記簿謄本 ・死亡された方と相続人との関係がわかる戸籍謄本 ・相続人の住民票 ・その他相続の事実が記載された書類(遺産分割協議書等) ・相続人の印鑑証明書	原則として  平成 25 年 12 月 9 日(月)
借地権が未登記かつ未届けの方	①借地権申告書 ※借地権者、宅地所有者の実印を押印してください。 (用紙は、西口土地区画整理事務所にあります。)  ②借地権者、宅地所有者の印鑑証明書	平成 25 年 12 月 9 日(月)
土地が共有で ●代表者選任届が未提出の方 ●代表者選任届が提出済みであるが、共有の構成員に増減、異動があった方 (借地権者を含む)	①代表者選任届 (用紙は、西口土地区画整理事務所にあります。)  ②共有者全員の実印 (代表者選任届に押印されている場合は、不要)  ③共有者全員の印鑑証明書	原則として  平成 25 年 12 月 9 日(月)

注) 上記の届出等必要な手続きを済ませていない方は、選挙人名簿に対する異議申出や投票、審議会委員への立候補ができませんのでご注意ください。

## 4 選挙に関する問合せ先

選挙に関する問合せは、下記までご連絡ください。

毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで

■ 羽村市役所 都市整備部区画整理管理課

電話 042-555-1111 (内線 281・290)

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所 (都市整備部区画整理事業課)

電話 042-570-7474

※ 相続届出書、代表者選任届、借地権申告書の用紙が必要な方は、羽村駅西口土地区画整理事務所に用意しております。



■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

所在地 羽村市羽東 1-29-35

電話 (042)570-7474

【開所日・開所時間】

毎週月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分まで

